

[質問20] 宿直許可を申請・相談した業務の診療体制の類型(イメージ図)

① 宿直医師(管理当直として申請)のみで対応

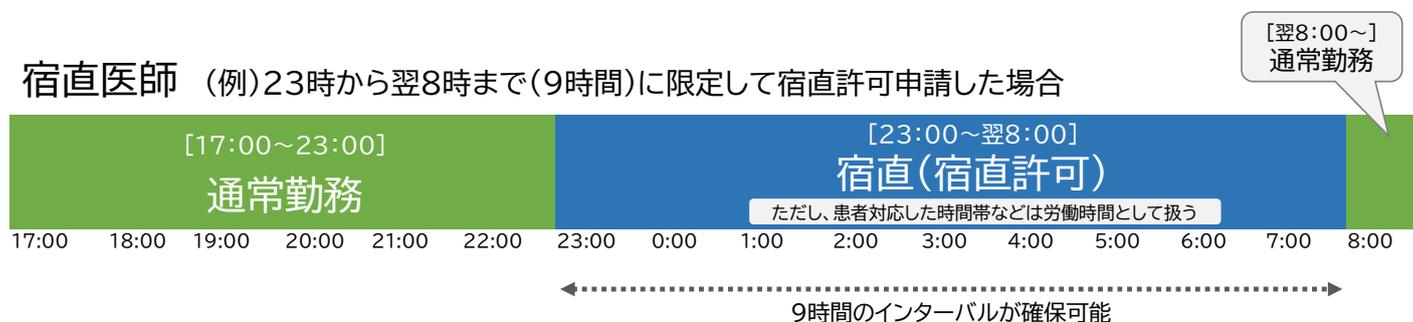
宿直医師 (例)17時から翌9時まで(16時間)を宿直許可申請した場合



※ 宿直医師が複数で対応している場合を含む

② 宿直医師(時間帯を限定して申請)のみで対応

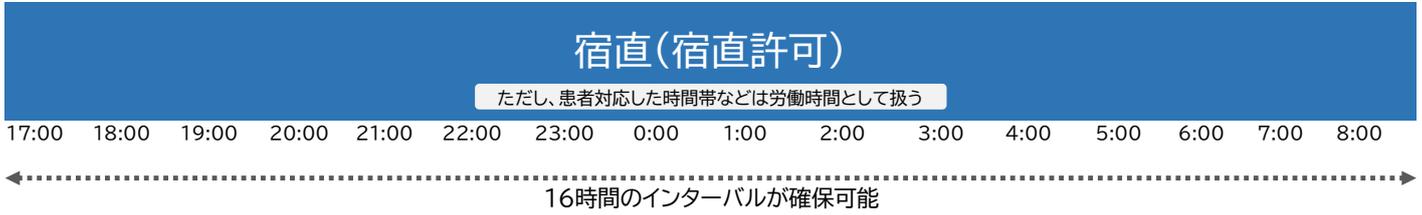
宿直医師 (例)23時から翌8時まで(9時間)に限定して宿直許可申請した場合



※ 宿直医師が複数で対応している場合を含む

③ 宿直医師(管理当直として申請)と院外オンコール待機の医師で対応

宿直医師 (例)17時から翌9時まで(16時間)を宿直許可申請した場合



院外オンコール待機の医師



※ 宿直医師又は院外オンコール待機の医師が複数で対応している場合を含む

④ 宿直医師(時間帯を限定して申請)と院外オンコール待機の医師で対応

宿直医師 (例)23時から翌8時まで(9時間)に限定して宿直許可申請した場合



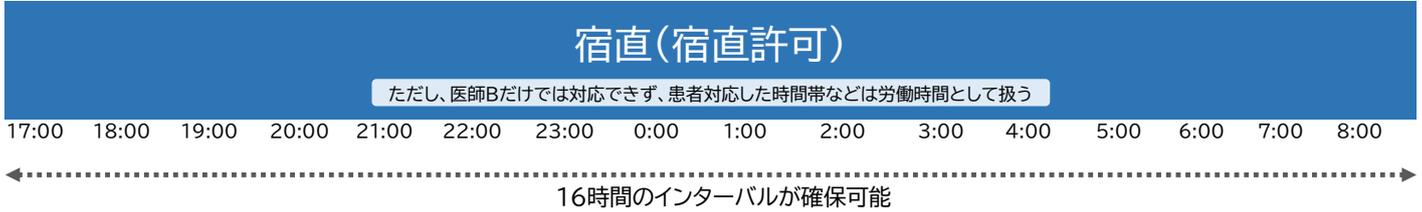
院外オンコール待機の医師



※ 宿直医師又は院外オンコール待機の医師が複数で対応している場合を含む

⑤ 宿直医師(管理当直として申請)と通常勤務の医師で対応

宿直医師 (例)17時から翌9時まで(16時間)を宿直許可申請した場合



通常勤務の医師



※ 宿直医師又は通常勤務の医師が複数で対応している場合を含む

⑥ 宿直医師(時間帯を限定して申請)と通常勤務の医師で対応

宿直医師 (例)23時から翌8時まで(9時間)に限定して宿直許可申請した場合



通常勤務の医師



※ 宿直医師又は通常勤務の医師が複数で対応している場合を含む